

## 令和5年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年4月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和5年4月25日(火) 午後2時

出席委員 15名

1番 伊藤 正敏      3番 丹羽 保宏      4番 山田 富士雄      5番 中野 浩光

6番 加藤 勲      7番 日下部錠一      8番 岩田 房喜      10番 後藤 章

11番 後藤 章正      12番 水野 格廉      13番 山内 盛雄      14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊      渡辺 博史      堀田 啓

欠席委員 2名

2番 酒井 温司      9番 鈴木 正

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治

主 事 國分 健太郎

主 事 平塚 康介

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

【議案第1号】 農地法第5条の規定による許可申請      . . . . . 1件

【議案第2号】 事業計画変更承認願      . . . . . 2件

#### (2) 報告案件について

【報告第1号】 農地法第4条第1項第7号の規定による届出  
件      . . . . . 4

【報告第2号】 農地法第5条第1項第6号の規定による届出  
件      . . . . . 10

### 2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

4月となり年度も変わりましたので、令和5年度としては初めての農業委員会議となります。また、委員の任期もあと半年となりますが、引き続き10月までお力を貸していただきたいと存じます。

それでは、只今から、令和5年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。本日は9番の鈴木委員より事前に欠席の連絡と、2番の酒井委員から欠席の連絡をいただいておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は1番 伊藤 正敏委員と3番 丹羽 保宏委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第1号】 農地法第5条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 ありがとうございます。

議案書1ページ、番号R5-1をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番で登記・現況共に田で面積は\_\_\_\_\_㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

すでに周りが雑種地となっており、\_\_\_\_\_が資材置場として活用するために、今回許可申請が出されました。

\_\_\_\_\_は、稲沢に本社がある建設業の会社となっており、清須市、北名古屋市を中心に、主に公共事業工事を行っています。

申請地は、名古屋高速春日入口から概ね300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、従来から虫食いで残っておった農地でございますので、雑種地と言われましたが、周りは駐車場になってしまっておるので、水を入れるのが大変でした。そのため問題のない案件となります。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第2号】 事業計画変更承認願い2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第2号 R4-3、4をご覧ください。

本案件は、令和4年\_\_\_月\_\_\_日付け、3尾農第\_\_\_、\_\_\_号で許可が下りた転用事業計画の、変更申請となります。

申請地は、\_\_\_番、\_\_\_番 登記、現況ともに畑で面積はそれぞれ\_\_\_㎡と\_\_\_㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。転用目的は、下水道工事の資材置場で、一時転用の案件になります。

事業計画の変更内容は、下水道工事の期間が延長になったため、一時転用の期間も延長するというものです。

一般基準について特段の問題はなく、許可相当の案件になります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員になりますが、何か意見がありましたらお願いいたします。

後藤委員 特に問題ありません。

会 長 はい、ありがとうございます。期間が延長するという案件ですね。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」と

して、回答することといたします

それでは(2)報告案件へと移ります。

続きまして、【報告第1号】及び【報告第2号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。

事務局に説明を求めます

事務局 それでは議案書3ページの届出について説明をさせていただきます。

申請番号R4-37、\_\_\_\_\_番、登記畑、現況が駐車場となっており、面積が\_\_\_㎡です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号R4-38、\_\_\_\_\_番、登記田、現況が雑種地となっており、面積が\_\_\_㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 はい。問題ありませんが、そもそもこちらの土地は、10年以上前から駐車場になっておりまして、なんで今更始末書を書いて農地転用をやられるかが、よくわかりませんといったところです。

事務局 申請書には、駐車場にするしか記載がないので、こういったタイミングで出てくるかは不明なため、細かい理由については不明です。

伊藤委員 こちらは\_\_\_\_\_の駐車場となっており、\_\_\_\_\_自体が、10年以上前から営業をしているので、事務局のいうとおり、相続のタイミングだったのかもしれませんがね。

事務局 申請番号R4-39、\_\_\_\_\_番、登記畑、現況が駐車場となっており、面積が\_\_\_㎡です。

こちら、後藤章正委員の案件となります。

後藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号R4-40、\_\_\_\_\_番、登記田、現況が雑種地となっており、面積が\_\_\_㎡です。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 特に問題ありません。

事務局 続きまして、農地法第5条第一項第8号の届出について説明させていただきます。

申請番号R4-109、\_\_\_\_\_番、登記畑、現況が畑となっており、面積が\_\_\_㎡です。

こちら、後藤章正委員の案件となります。

後藤章正委員 特に問題ありません。  
事務局 申請番号R4-110、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、  
番は登記畑、現況が宅地、\_\_\_\_\_番が登記田、現況宅地となっ  
ており、面積がそれぞれ、\_\_\_m<sup>2</sup>と\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。  
事務局 申請番号R4-111、\_\_\_\_\_番、登記畑、現況が畑となっ  
ており、面積が\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 はい。この土地は島地なのですが、道路付きの土地と一体利用だ  
ということで、事前に確認をしておりますので、特に問題ありません。  
事務局 申請番号R4-112、\_\_\_\_\_番、登記、現況が畑となっ  
ており、面積が\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちら、後藤章正委員の案件となります。

後藤章正委員 問題ありません。  
事務局 申請番号R4-113、\_\_\_\_\_番、\_\_\_\_\_番、登記、現況  
が畑となっており、面積が合計で\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちら、日下部委員の案件となります。

日下部委員 問題ありません。  
事務局 申請番号R4-114、\_\_\_\_\_番、登記、現況が田となっ  
ており、面積が\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。  
事務局 申請番号R4-115、\_\_\_\_\_番、登記、現況が畑となっ  
ており、面積が\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちら、岩田委員の案件となります。

岩田委員 問題ありません。  
事務局 申請番号R4-116、\_\_\_\_\_番、登記が田、現況が雑種地と  
なっており、面積が\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちらは、\_\_\_\_\_地内となっております。こちら後  
藤章正委員の案件となります。

後藤章正委員 問題ありません。  
事務局 申請番号R4-117、\_\_\_\_\_番、登記が畑、現況が宅地と  
なっており、面積が\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
こちら、加藤委員の案件となります。

加藤委員 この案件は始末書が出ていますが、本当なら事前に協議してから

やってもらわないといけない案件ですね、

現地確認にいった際にすでに家が建っていましたが、今度からはそういうことがないようにやってもらわないといけないですね。

事務局 申請番号R 5 - 1、\_\_\_\_\_番、登記が田、現況が宅地となっており、面積が\_\_\_\_㎡です。こちら再転用の案件となります。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 事務局から報告がありましたが、全体を通して何か質問はありますか。

伊藤委員 言葉の意味でわからないところがあったのですが、R 4 - 1 1 6で専用住宅とあるのですが、専用住宅というものは、どういうものなのでしょう。

事務局 意味としては、一般的な普通の住宅と思われれます。申請書の記載の内容のとおりこちらに記載しております。

伊藤委員 わかりました。

会長 その他ありますか。

伊藤委員 R 4 - 1 1 2ですが、相続財産管理人が譲渡人となっていますが、最終的に売渡したものは国庫にいかされるということでしょうか。

事務局 基本的には国庫に帰属されると思います。

伊藤委員 わかりました。

会長 質問ですが、R 4 - 1 1 5は町内会が土地所有者となっていたということでしょうか。

事務局 登記を確認したところ、\_\_\_\_\_と記載がされておりました。

会長 町内会が土地を所有していたということですか。

事務局 そうです。

会長 その他なにかありましたか。よろしいでしょうか。

それでは会議次第1が終わりましたので、次第2についてありますでしょうか。

事務局 まずは、次の農業委員の候補者について、皆さんにお話しさせていただいて、定数通りご応募をいただきまして、ご協力いただきましてありがとうございます。

次に、宮田用水のパイプラインの通水が24日から始まっておりまして、一部地域の実行組合長の方には、こちらから文書を送付させていただいて、樋門管理人の方には、樋門管理人説明会を来月に予定しておりますので、そこで説明をさせていただく予定です。

最後に、農地法の報告案件にある、農地法第4条第1項第8号と、農地法第5条第1項第7号なのですが、令和5年4月1日から第4条第1項第8号が第4条第1項第7号になり、第5条第1項第7号が第6号になります。その点だけご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

会長 他にないかありますか。

伊藤委員 4月1日から農業者の適格要件が変わるという面積要件がなくなるということがありますが、こちらはホームページかなにかに出ていますか。

事務局 ホームページで別段の面積ということで20aと載せていた部分を、面積要件がなくなりますというお知らせを載せております。

伊藤委員 何で検索すればできますか。

事務局 ホームページからだ暮らしの情報で、生活・環境というページの農業の中の、一番上にお知らせを記載しております。

伊藤委員 確認しました。ありがとうございます。

会長 そのほかありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和5年5月25日、木曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願い致します。

以上で令和5年度第1回農業委員会を閉会します。

本日はありがとうございました。

—終了時刻午後2時30分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています